

高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺（電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を防止するため、詐欺被害等防止機能が付いた電話機、ファクス、自動通話録音機等（以下「電話装置等」という。）の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者で、その住所地に居住していること。
- (2) 当該年度内において満70歳以上の方。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象電話装置等)

第3条 補助の対象となる電話装置等は、次に掲げる要件の全てに該当する電話装置等とし、補助対象者の居住している自宅に新品で設置するものとする。ただし、電話装置等の設置費用及び付属品の追加購入費は補助の対象外とする。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に対し、通話内容を録音する旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- (2) 通話内容を自動的に録音する機能を有すること。
- (3) 申請日から遡り2年以内に購入したもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電話装置等の購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、他の書類や方法により添付書類の目的が達せられると認められる場合は、次に掲げる書類を他の書類に変更し、又は提出を省略させることができる。

- (1) 領収書（申請者氏名、購入年月日及び購入品目が明記されているもの。）の原本
- (2) 購入した電話装置等の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し。）
- (4) 住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を第三者に委任することができる。この場合において、申請者は、委任状を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査するとともに、必要な調査を行い、その内容が適当と認められるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(譲渡の禁止)

第10条 交付決定者は、電話装置等を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（宛先）高崎市長

高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金交付申請書

高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金要綱の規定により、次の通り関係書類を添えて申請します。また、申請にあたり市が私の住所、生年月日、世帯構成及び市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所	〒 - 高崎市		
フリガナ		自宅の 電話番号	
氏 名		携帯電話	（所有してなければ記入不要です。）
生年月日	年	月	日（満 歳）

上の太枠の中のみご記入ください。

※市役所記入欄（以下は、記入不要です。）

補助金の額	①機器の購入金額	円 ÷ 2 =	②	円 →	③補助金額
	機器の設置費、付属品等の額は除いた金額		円		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書（申請者氏名、購入年月日及び購入品目が明記されているもの）の原本 <input type="checkbox"/> 購入した電話装置等の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類（通帳の見開きの写し） <input type="checkbox"/> 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証の写し				

※市役所確認欄

收受欄				
令和	年	月	日	第 号

委任状

年 月 日

(宛先) 高崎市長

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

私は、高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助申請を行うにあたり、下記の者を代理人に選
任し、

〔	事務に関する全ての	〕	権限を委任します。
	受領に関する		

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

領収書貼付欄

領収書の原本をここに貼り付けてください

高崎市指令防犯・青少年課第 号

住所

氏名

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 事業の名称	高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金
2 補助金の額	金 円
3 条 件	補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。

高崎市指令防犯・青少年課第 号

住所

氏名

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の不交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 事業の名称	高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金
2 不交付理由	

（宛先）高崎市長

住 所

氏 名

電話番号

補助金請求書

高崎市特殊詐欺対策電話装置等購入補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

金 , 0 0 円

2 補助金振込先

金融機関名								
支 店 名								本店 ・ 支店 出張所
口座番号 ※右詰めで記入ください。	当座・普通							
フリガナ								
氏 名								

※口座名義人は、申請者と同一人としてください。

検収

検収